

令和4年度 第2回 土岐川庄内川流域委員会

議事要旨

日時：令和4年8月30日（火）15:00～16:00

場所：庄内川河川事務所 2階 第1・2会議室

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題

■ 1) 庄内川直轄河川改修事業の事業再評価

頂いたご意見と事務局回答

- ・費用対効果分析における総便益について、社会経済情勢に大きな変化がないにもかかわらず、前回評価(H26)と比べて大きく増加しているのはなぜか？
→治水経済調査マニュアルの改訂により、被害額の算定に用いる被害率が統計資料の蓄積に伴い、被害実態に合うように更新されたため、総便益が増加している。また、延床面積や世帯数、一般資産の評価額が上がっていることも、総便益が増加している要因である。
- ・整備計画策定時から計画通りに事業が進捗しているか評価する視点では、評価時点により便益の評価が変わることに留意する必要がある。便益の評価軸を変えずに、整備計画策定時からの事業の進捗を何らかの形で提示して頂きたい。
- ・費用対効果分析における総費用が前回評価(H26)と比べて増加しているが、物価上昇による影響なのか。
→直轄河川改修事業における総事業費は、前回評価(H26)から変わらないが、前回評価(H26)と今回評価で基準年が異なることにより現在価値化された総費用が高くなる。

■ 2) 庄内川特定構造物改築事業(JR新幹線庄内川橋梁)の事業再評価

頂いたご意見と事務局回答

- ・直轄河川改修事業における当面の段階的な整備に特定構造物改築事業が含まれているが、当面の段階的な整備と特定構造物改築事業の費用対便益比は、どのような関係性なのか。
- 直轄河川改修事業には特定構造物改築事業が含まれる。直轄河川改修事業の当面の段階的な整備については、特定構造物改築事業の費用は計上し、便益は計上していない。
- ・費用対効果分析について、全体事業と残事業の総便益がわずかに異なるが、その理由は何か。
- 特定構造物改築事業では、事業が完了した後に効果が発揮されるため、全体事業も残事業も便益は変わらない。総便益のわずかな違いは、全体事業と残事業で実施する事業に対する残存価値が異なるためであり、総便益は概ね同程度である。
- ・県への意見聴取について、なぜ県から意見を聴取するのか。
- 事業実施にあたり県の負担金があるため、事業再評価では意見を頂いている。

■ 3) 庄内川総合水系環境整備事業の事業再評価

頂いたご意見と事務局回答

- ・事業が完了している自然再生事業や水辺整備事業について、その後の維持管理はどのように考えられているのか。
- 事業が完了した箇所については、河川水辺の国勢調査や土岐川観察館にて実施頂いている調査などにより、継続的にモニタリングを実施している。モニタリングにより維持管理が必要であると判断されれば、定常的に実施している河川の維持工事のなかで除草や河床の切り下げなど、状況に応じて実施することが考えられる。
- ・自然再生事業について、出水によりレキ河原が流出することがあるが、その対応について説明いただきたい。また、レキ河原が喪失することはあるのか。
- レキ河原の施工箇所は概ね維持されているが、一部、レキの流出や雑草の繁茂がみられる。その場合、モニタリングを実施しながら、必要に応じて維持管理で対応している。令和3年8月出水な

どでは、レキ河原が流出する場合もある。

- ・ 今回の事業再評価は評価方法が決まっているなかで、個別の事業箇所ごとの評価ではあるが、自然再生事業は、特定の箇所で固定、維持されるものでなく、ある区間のなかで自然環境が消滅、再生することを踏まえて、区間を通して評価する仕組みも必要だと考えられる。
- ・ 庄内川直轄河川改修事業、庄内川特定構造物改築事業（JR 新幹線庄内川橋梁）、庄内川総合水系環境整備事業について、対応方針（原案）のとおり事業継続ということでした承された。

■ 4) 当面の予定

4. 閉会